

優良基準

優良基準適合認定の申請があった場合には、次の①～⑤のすべてに適合するかが審査されます。

① 実績と遵法性

5年以上産業廃棄物処理業を営んでおり、廃棄物処理法に規定する事業停止命令、改善命令、措置命令、廃棄物処理施設設置許可の取消し及び廃棄物の再生利用認定、広域処理認定、無害化処理認定の取消しを受けていないこと。

② 事業の透明性

企業の基礎情報、処理業の許可内容、処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報について一定期間にわたり、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新していること。

③ 環境配慮の取組

ISO14001 又はエコアクション21 若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていること。

④ 電子マニフェスト

電子マニフェストが利用可能であること。

⑤ 財務体質の健全性

- ・直前3年の各事業年度における自己資本比率が0以上であること。
- ・直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。ただしこれを満たさない場合であっても、前事業年度における営業利益金額に減価償却費の額を加えて得た額が0を超えていればよい。
- ・法人税、消費税及び地方消費税、県民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、個人県民税、市町村民税、社会保険料、労働保険料及び最終処分場維持管理積立金を滞納していないこと。